

公欠に関する取扱内規

第1条 この規程は、エリート日本語学校における公欠に関する細則を定めるものとする。

第2条 公欠は次の各号にあたる場合に出席と同等の取り扱いを受けることができる。

第1項

(受験・就職に関して)

- (1) 大学、大学院、専門学校、会社の受験日
- (2) 大学院の教授との面談日
- (3) 窓口出願等で時間が限られている場合
- (4) 進学予定校において、オリエンテーション、クラス分けテスト等、出席しなければならない場合
- (5) 遠方等で宿泊を伴う場合、該当日だけでなく前後1日ずつも移動日として公欠を認める。

(病気に関して)

- (6) インフルエンザや新型コロナ等、感染症にかかった、又はかかる恐れがあり、医師からあるいは学校から出席停止を命じられた場合(主に学校感染症かどうかをもとに校長がこれを判断する。)

(大使館に関して)

- (7) その国の大使館において、午前、あるいは午後しか受付あるいは交付を行っておらず、且つ日本滞在に関わる申請に限り認める。

(交通機関に関して)

- (8) ストライキ、天候不順等により、学校までの交通機関が止まっている場合

(忌引きに関して)

- (9) 二親等以内の親族が死亡した場合、平日5日間以内の公欠を認める。

(その他)

- (10) 兄弟姉妹の結婚式がある場合、平日3日間以内の公欠を認める。
- (11) 学生自身の卒業試験のために帰国する場合、平日5日間以内の公欠を認める。
- (12) そのほか、本人の責に帰さない事情により(盗難、交通事故、災害等)学校長が特別に公欠を認めた場合

第2項 前項の規定により許可を受けようとするものは、原則として1週間前までに公欠願を学校に提出しなければならない。ただし、前項の第6号、第8号、第9号、第12号については、欠席事由の消滅後1週間以内とする。

第3条 前条第2項に規定により願い出る者は、次の各号に掲げる証明書などを添付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号～第5号 受験票など進学先の入試スケジュールが記されているもの
- (2) 前条第1項第6号 医師の診断書又は診断書に準じるもの
- (3) 前条第1項第9号 会葬礼状等死亡を証明する書類
- (4) 前条第1項第7号、第10号～第12号 欠席の事由を証明する書類

附則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。